

案

答 申 書

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会



(1) 一般廃棄物の処理手数料（不燃物処理手数料）

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）第2条に規定する一般廃棄物の処理手数料（不燃物）は、次のとおりとすることが適当です。

① 処理手数料

処理手数料は **390円/10kg** とします。（現行処理手数料は370円/10kg）

② 改定時期

令和3年4月1日

③ 適用期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

④ 理由

現行の不燃物処理手数料（直接持込ごみ）は、維持管理費と建設費の減価償却費相当額の総額を負担していただくことを基本に設定されています。

適用期間における収支及び不燃物搬入量の見込等を基に試算した結果等を踏まえ、処理手数料は増額とすることが適当です。

## (2) 公の施設（因幡霊場）の利用料金

鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県東部広域行政管理組合条例第6号）第7条に規定する利用料金は、次のとおりとすることが適当です。

### ① 利用料金

利用料金は次のとおりとします。

| 区分     |         | 現行料金    |         | 改定後の料金  |         |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
|        |         | 加入市町    | 加入市町以外  | 加入市町    | 加入市町以外  |
| 人<br>体 | 大人      | 25,000円 | 57,000円 | 25,000円 | 55,000円 |
|        | 小人      | 16,000円 | 37,000円 | 16,000円 | 35,000円 |
|        | 死胎      | 16,000円 | 37,000円 | 16,000円 | 35,000円 |
|        | 改葬遺骸    | 16,000円 | 37,000円 | 16,000円 | 35,000円 |
|        | 人体の一部等  | 19,440円 | 45,360円 | 19,800円 | 45,100円 |
| 畜類     | 19,440円 | 45,360円 | 19,800円 | 45,100円 |         |

### ② 改定時期

令和3年4月1日

### ③ 適用期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

### ④ 理由

因幡霊場の利用料金は、加入市町（鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町）の住民については、維持管理費の8割を負担、加入市町以外の住民については、維持管理費の全額に加え、建設費の減価償却費相当額に係る経費の総額を負担していただくことを基本に設定されています。

適用期間における収支及び利用件数の見込等を基に試算した結果等を踏まえ、加入市町の住民に係る利用料金は据え置き、加入市町以外の住民に係る利用料金については減額とすることが適当です。

なお、人体の一部等及び畜類については、税法上課税対象であることから、消費税等の増税を踏まえ応分の引き上げをすることが適当です。

#### <参考> 令和元年度の加入市町及び加入市町以外の利用件数

- ・加入市町の住民の利用件数 4, 229件（98.9%）
- ・加入市町以外の住民の利用件数 48件（1.1%）

### (3) 公の施設（白兔グラウンド・ゴルフ場）の利用料金

鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第4号）第7条に規定する利用料金は、次のとおりとすることが適当です。

#### ① 利用料金

利用料金は据え置きとします。

[現行の利用料金]

| 区分      |     | 単位      | 利用金額   |
|---------|-----|---------|--------|
| 個人      | 子ども | 1人1回につき | 300円   |
|         | 大人  | 1人1回につき | 500円   |
| 団体      | 子ども | 1人1回につき | 240円   |
|         | 大人  | 1人1回につき | 400円   |
| 多目的広場貸切 |     | 1時間につき  | 1,000円 |
| 用具一式    |     | 1回につき   | 100円   |

#### ② 適用期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

#### ③ 理由

利用料金を審議するに当たり、適用期間における収支及び利用者数の見込等を基に試算した結果、現行料金より高額となりましたが、最終処分場跡地の有効利用を図るために設置された健康増進施設であり営利を目的とする施設ではないこと、また、近隣施設との均衡を図るうえからも、利用料金は据え置きとすることが適当です。

#### (4) 一般廃棄物の処理手数料（可燃物処理手数料）

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）第2条に新たに設定する一般廃棄物（可燃物）の処理手数料は、次のとおりとすることが適当です。

##### ア 可燃物処理手数料（処理施設へ自ら搬入する場合）

###### ① 処理手数料

処理手数料は 

|           |
|-----------|
| 120円/10kg |
|-----------|

 とします。

###### ② 適用期間

可燃ごみの受入開始日から令和6年3月31日まで

###### ③ 理由

可燃物処理手数料（処理施設へ自ら搬入する場合）は、維持管理費と建設費を負担していただくことを基本として試算しましたが、今回試算に用いた項目や金額は、施設の管理運営が始まっていない現段階の見込であり、不確定要素が多いものとなるため、「暫定的に現行の鳥取市処理手数料と同額」とすることが適当です。

また、適用期間については、現在、施設の建設工事途中であり、正確なごみ受入開始日が定まっていないことから、「可燃ごみの受入開始日から令和6年3月31日まで」とするものです。

##### イ 動物の死体の処理手数料

動物の死体は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条で規定する廃棄物であり、可燃物処理手数料の対象となるごみと同じ一般廃棄物になるため、可燃物処理手数料と同様の処理手数料を適用し、別途、動物の死体の処理手数料の設定は行わないことが適当です。

**【参考】鳥取市の処理手数料** 1,000円/頭

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会委員名簿

○=会長

| 区 分  | 所属・役職名                   | 氏 名    |
|--|--------------------------|--------|
| 組合廃棄物等審議会<br>条例第3条第2項<br>第1号委員<br>(学識経験のある者) | 鳥取大学<br>工学部 特任教授         | ○星川 淑子 |
|  | 公立鳥取環境大学<br>環境学部環境学科 准教授 | 金 相烈   |
| 同<br>第2号委員<br>(民間団体に属する者)                    | 鳥取商工会議所 事務局長             | 林 浩志   |
|  | 鳥取市消費者団体連絡協議会 副会長        | 広沢 京子  |
|  | 鳥取市自治連合会 副会長             | 田中 雅勝  |
|  | 鳥取市連合婦人会 常任委員            | 山根 滋子  |
|  | 岩美町自治会長会 会長              | 山本 達雄  |
|  | 八頭町女性団体連絡協議会 会員          | 安藤 博子  |
| 同<br>第3号委員<br>(公募による者)                       |                          | 手島 秀光  |
|  |                          | 木下 陽子  |
|  |                          | 山縣 恒明  |

＜令和２年度鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会経過＞

| 日時・場所   | 内容   |
|---|--|
| <p>令和2年6月26日(金)<br/>13:30～16:00<br/>・東部広域事務局<br/>分庁舎 2階</p> | <p>第1回鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会<br/>(1) 一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の改定について<br/>① 対象施設の概要について<br/>② 処理手数料等について<br/>(2) 一般廃棄物の処理手数料（可燃物処理手数料）の設定について<br/>① 対象施設の概要について<br/>② 処理手数料について</p> |
| <p>令和2年7月28日(金)<br/>13:30～16:00<br/>・各施設</p>                | <p>施設見学<br/>(鳥取県東部環境クリーンセンター、白兔グラウンドゴルフ場、新可燃物処理施設[建設中])</p>  |
| <p>令和2年9月 4日(金)<br/>9:00～11:00<br/>・東部広域事務局<br/>分庁舎 2階</p>  | <p>第2回鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会<br/>(1) 一般廃棄物の処理手数料（不燃物処理手数料）及び公の施設の利用料金の改定について<br/>(2) 一般廃棄物の処理手数料（可燃物処理手数料）の設定について</p>  |